

第8期報告書

(自 2019 年 4 月 1 日～至 2020 年 3 月 31 日)

事業報告書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

財産目録

監査報告書

第8期 事業報告書

(自 2019年4月1日 ～ 至 2020年3月31日)

I. 事業の経過及び成果

2019年度のゴルフ場入場者数は、前年度を140万人程度上回る8,600万人強となり、2016年度の水準に回復する結果となりました。四半期ごとの状況は、第1四半期が1.6%増加、第2四半期が0.7%増加と順調に前年同期を上回る推移を示しましたが、第3四半期に大型台風が関東甲信越・東北地方に連続して上陸したために西日本での回復はありましたが0.3%の減少となりました。その後、「新型コロナウイルス感染症」による自粛での減少が懸念された第4四半期は、感染症の影響がこの時点では軽微であったことに加えて全国的に降雪が少ない暖冬により、約4%強の増加となりました。特記すべき事項は、本年度も70歳以上の入場者数増加が顕著であり、全入場者数の4分の1を占めるに至っていることであります。現状は、高齢ゴルファーに支えられていると言っても過言ではありませんが、このまま推移すれば、10年以内にゴルフ場入場者数は高齢化によるリタイアと総人口の減少により、大幅な減少となると予測されます。ゴルフ界全体で抜本的な対策を講じる必要が一層高まっています。

また、全ての産業において雇用人材の不足は極めて深刻な状況となっており、特に人的サービスを根幹とするゴルフ場産業には、経営そのものを揺るがす大きな問題として顕在化しつつあります。この問題に対応すべく外国人材の受入れを目指して「外国人技能実習2号移行職種」に「コース管理技術者」の認定を受けるべく、申請要件整備に着手致しました。その一歩として、「技能実習制度」の目的が、日本の技術を開発途上地域へ移転して経済発展に貢献するとの「国際協力の推進」であるため、開発途上国からの要望書入手が必要なため、「ベトナムゴルフ協会」・「タイゴルフ協会」と連携協力の覚書を締結いたしました。

2019年度事業は、「全国組織の唯一のゴルフ場経営者団体であることをより明確にし、ゴルフ場経営課題の解決に必要な不可欠な組織」として、下記の中長期的重点課題に取り組みました。

【1】 労働力不足への対応策

(1) 「働き方改革関連法」に関する周知活動

① 「同一労働・同一賃金など非正規雇用の処遇改善」による雇用対策

厚生労働省の委託を受けた「PwCコンサルティング合同会社」による「同一企業内の同一労働・同一賃金」を実現させる目的のセミナーを開催し、啓発活動を展開しました。

② 長時間労働の是正・フレックスタイム制・年次有給休暇の取得等々

法改正が施行される事項への対応を周知する広報活動を行いました。

③ 高齢者の就業推進事業(前年度からの継続事業)

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」による補助金事業として「ゴルフ場業高齢者雇用推進ガイドライン」を策定し、「ゴルフ場業高齢者活躍に向けたガイドライン」を編纂発行するとともに、ガイドライン普及のセミナーを全国6ヶ所で開催しました。

(2) 「外国人材の受入れ」について

「外国人技能実習2号移行職種」に「コース管理技術者」を追加するために必要な下記の要件整備に着手し、業所管庁である経済産業省の内諾、並びに、外国人技能実習機構への相談を実施しました。

＊ゴルフ場業界の合意形成

＊複数の送り出し国のニーズ把握

タイ・ベトナム両国のゴルフ場事業者団体とゴルフ場業界発展に向けた連携協定を締結するとともに、タイ在日大使館とベトナムゴルフ協会から「技能実習に関する要望書」を取付けました。

＊技能実習評価試験制度の整備。

「コース管理技術者」には、職業能力開発促進法に規定する検定職種にないため、会員ゴルフ場並びにコース管理専門企業等の協力を得て制度内容の検討を実施しました。

【2】 市場活性化策の検討(ゴルファー数の減少への対応策の検討と実行)

「新規ゴルファー創造」の最も効率の良いターゲット年齢層「20歳代後半～30歳代前半のゴルフ参加率を10%強に引き上げる」との目標に加えて、「女性ゴルファーの創造(開拓)」に向けた施策の検討を行いました。

(1) 「大学体育のゴルフ授業」充実にに向けた活動の展開

「公益社団法人 全国大学体育連合」との「大学のゴルフ授業充実にに向けた産学連携協定」（2016年6月）に基づき、大学のゴルフ授業修了者を対象にした課外授業としてのコースデビュープログラム「G ちゃれ」を会員ゴルフ場の協力を得て開催し、開始後3年半で延べ1,458名の参加者数となりました。

(2) 若年層社会人へのゴルフ普及活動

若年層社会人を対象とした「ゴルフを活用した社会人力向上と健康増進」を目指した施策の展開を図りました。スポーツ実施率の向上により健康寿命の延伸を図る「第2期スポーツ基本計画」、「働き方改革」の目的である「ワーク・ライフ・バランスの改善による労働生産性の向上」を実現するための「健康経営」との考え方をういて「ゴルフ普及」活動を展開しました。

(3) 「インバウンドゴルファー」誘致のための基盤整備

外国人講師による「インバウンドゴルファー受入体制整備のためのセミナー」を開催しました。

(4) 「PGA ゴルフデビュープログラム」の拡大推進

PGA・NGK・JGRAが三位一体となって展開する施策「PGA ゴルフデビュープログラム」の拡大を目指した活動に参画しました。

(5) JPGS 主催競技「全日本アマチュアゴルファーズ選手権」等への参画（NGKとJPGSとの連携強化策）

JPGSが主催する「全日本アマチュアゴルファーズ選手権」等を当協会加盟ゴルフ場で開催しました。

(6) ゴルフ関連企業の企画を推進援助

「ゴルフマジ！」（対象年齢19歳・20歳）、「楽ゴルフ」（対象年齢20歳代）のゴルフ関連企業の企画推進を援助しました。

【3】 ゴルフ場経営のコストダウン

「ゴルフ場共済協同組合」や「経営資材のコストダウン」によるコスト削減（日本ゴルフ場共同購入株式会社の活用）、「固定資産税・ゴルフ場利用税等の税制関連問題」等の研究と普及活動を実施しました。

(1) 「ゴルフ場共済協同組合」の普及活動

ゴルフ場企業の保険料負担額を15%～20%程度削減することが可能な「ゴルフ場共済協同組合」の取扱商品（「施設賠償費用共済制度」・「入場者包括費用共済制度」・「ゴルフ場共済協同組合包括火災保険」）の普及活動を実施しました。

(2) 「固定資産税・ゴルフ場利用税等の税制関連問題」

「固定資産税」に関しては、情報提供とアドバイス活動を展開しました。

「消費税の軽減税率適用」については、情報収集と移行措置に関する広報活動を実施しました。

「ゴルフ場利用税」問題は、他団体との連携を図り活動を展開しました。

その他、経営合理化情報の収集や、河川敷ゴルフ場の占用料や冠水被害への対応等を実施しました。

【4】 預託金償還問題

全ゴルフ場の約8割を占める預託金制ゴルフ場の預託金償還対応策及び、ゴルフ会員権に関するゴルファーへの啓発活動も重要であると考え、研究活動と啓発活動を展開しました。

【5】 「地球温暖化防止」・「廃プラによる海洋汚染防止」活動

事業計画にはありませんでしたが、大阪で開催されたG20サミット会議の結果を受け、急遽「地球温暖化防止」及び「廃プラによる海洋汚染防止」活動を再開させました。「地球温暖化防止」に貢献する緑化施設としてのゴルフ場機能をさらに高めるためには、ゴルファーと全てのゴルフ関連産業との廃プラ削減に向けた理念が一致してこそ大きな成果が生まれるとの視点の基に、「ゴルフ界も廃プラ削減に取り組もう！」をスローガンに「過剰サービスの見直し」、「廃止は困難だが、啓発活動の実施により減少させることが可能なサービスの洗い出し」、「代替品やリユース可能なものへの変更」、「廃プラの適正回収の徹底」の視点で活動を開始しました。この方針を他の団体にも呼び掛け、「2020年度日本ゴルフサミット会議 活動方針」の一つとして統一活動を実施することとなりました。

【1】～【5】に加え、台風15号・19号による冠水被害や土砂崩れ等の復旧補助金（地域連携型補助金）の受領について、対象自治体や中小企業庁との折衝を実施するとともに、コスト削減策として大型合併浄化槽の電気使用料抑制を目指した「二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金」や全国商工事業協同組合連合会による高速道路料金削減施策「ETC 大口割引カード」の案内、「情報収集・提供事業」として「NGK だより」を隔月発刊しました。

以上により、経常収益計は、「受取会費18,165千円」「事業収益3,546千円」に加えて「高齢者雇用推進事業受取補助金8,460千円」等により、前年度比368千円増加の30,294千円となりました。また、事業費は、「経営対策事業6,608千円」、「税・労務対策事業7,299千円」、「高齢者雇用推進事業8,479千円」及び「会員契約適正化事業（ゴルフ場の新規開設による債務保証案件はなく、会員権に関する相談業務20件により発生したコスト）647千円」等により、前年度比2,019千円増加の29,732千円となりました。管理費は前年度比517千円減少の15,556千円となり、事業費・管理費の合計である経常費用計は前年度比1,502千円増加の45,288千円となりました。

以上の結果、正味財産期末残高は前年度末比14,994千円減少の107,698千円となりました。

II. 総会・委員会等の活動報告及び協会の概況

1. 総会

日時：2019年5月30日（木曜日）

場所：一般社団法人 商工会館 6G会議室 東京都千代田区霞が関3-4-2

1. 第7期（自2018年4月1日～至2019年3月31日）の事業報告書及び決算報告書の件
2. 第8期（自2019年4月1日～至2020年3月31日）事業計画書及び正味財産増減予算書の件
3. 理事25名選任の件

2. 理事会

第1回 2019年4月17日 臨時理事会 2019年5月30日 第2回 2018年7月17日
 第3回 2019年11月20日 第4回 2020年2月19日

3. 委員会及び部会

(1) 総務委員会

第1回 2019年4月17日 第2回 2019年7月17日
 第3回 2019年11月20日 第4回 2020年2月19日

(2) 経営対策委員会及び部会

エコ対策部会 2020年7月24日

経営対策委員会・ゴルフ市場活性化部会・エコ対策部会 合同会議 2019年10月23日

(3) 河川敷ゴルフ場委員会・・・台風の影響により開催中止

4. 会員数

	2019年3月31日	期中入会	期中退会	2020年3月31日
正会員	146	3	3	146
副会員	70	0	5	65
賛助会員	50	7	3	54

5. 主たる事務所及び事務局の構成

(1) 主たる事務所 東京都千代田区神田司町2-7-6 鈴木ビル3階

(2) 事務局の構成 I. 理事 25名（うち常勤1名＝専務理事1名）
 II. 職員数 3名〔内訳：事務局長1名、女子職員2名〕

6. 具体的な事業内容

(1) 会員制適正化事業

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」(以下「適正化法」という)第13条に基づき通商産業大臣(現:経済産業大臣)より指定を受けた「会員制事業協会」として、次のような業務を実施しました。

① ゴルフ場事業に関する拠出金に係る債務の保証

*2020年3月末までの保証委託契約の申し込みを受けた案件はありません。

*2020年3月末における保証書の発行実績、保証債務残高はありません。

② ゴルフ場・会員等からの相談の処理

適正化法に基づく「ゴルフ場・会員等からの相談の処理」に係る2019年4月1日～2020年3月31日までの実績は20件でありました。尚、相談業務の特徴は、預託金償還についての問い合わせが約半数を占め、相談者はゴルファー、ゴルフ場、会員権業者、消費者センター、マスコミ関係者等、多岐に及びました。

③ 「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の周知徹底

会員募集を未届で実施していたゴルフ場に対して指導を行いました。

(2) 会員増強対策事業

新規入会は、正会員3、賛助会員7の入会がありました。

(3) 経営対策事業

① 「全日本アマチュアゴルファーズ選手権」予選 (トーナメント事業)

JPGSと当協会との連携強化を目指すため、JPGS主催競技の予選会を会員ゴルフ場にて開催しました。

② 部会活動

*市場活性化部会

「大学のゴルフ授業充実に向けた産学連携」事業としてゴルフデビュープログラム「Gちゃれ」を会員ゴルフ場の協力を得て開催しました。また、「若年層ゴルファー創造企画 ゴルマジ!」並びに「楽ゴル」に関し、全国のゴルフ場に参画を呼び掛ける活動を実施しました。

*ゴルフ会員権研究部会

情報の提供と対応策のアドバイスを行いました。

*エコ対策部会

「ゴルフ業界も廃プラ削減に取り組もう!」をスローガンに、他の団体に連携を呼び掛け、「2020年度日本ゴルフサミット会議 活動方針」の一つとして統一活動を実施することとなりました。

③ 「ゴルフ場共済協同組合」の普及活動

「中小企業等協同組合法」に基づき経済産業省・文部科学省の認可を得て2016年6月の設立された「ゴルフ場共済同組合」の広報活動を実施し、ゴルフ場の経営コスト削減を目指しました。その結果、2020年3月末の契約件数は、賠償責任共済46件、包括火災保61件となりました。

(4) 税・労務対策事業

*「ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場数・利用者数等」を発刊したことに加え、「ゴルフ場利用税」の撤廃に向けた活動を他団体と連携して行いました。

*「同一労働・同一賃金など非正規雇用の処遇改善」を目指した啓発活動をコンサルタント企業の援助の基に実施するとともに、働き方改革関連法の概況説明等も実施しました。加えて、前述の「ゴルフ場業高齢者雇用推進ガイドライン」の策定し、「ゴルフ場業高齢者活躍に向けたガイドライン」を編纂発行するとともに、ガイドライン普及のセミナーを開催しました。

*「外国人材の受入れ」に関する要件整備を実施しました。

(5) 河川敷適正化事業

台風19号による荒川・利根川水系の河川敷ゴルフ場の冠水被害が甚大であったため、開催を中止しました。

(6) 情報収集・提供事業 及び 関連団体交流促進事業

「情報収集・提供事業」としては「NGK だより」を隔月発行すると共に、ゴルフ場経営情報、行政からの情報配信等を会員・非会員に対して実施しました。

(7) 関連諸団体との協調事業

①. ゴルフ市場活性化委員会(通称:GMAC)の活動

ゴルフ関連産業6 団体及び有識者との連携により、「はじめよう、続けよう、もっとゴルフを」をスローガンにゴルフフェア拡大策の検討や情報交換を行いました。

②. 日本ゴルフサミット会議(16 団体)の活動

1 月、7 月、11 月に開催され、統一テーマとして「ゴルフ振興中期目標」「選手強化」「ゴルフのイメージアップ」を決定したほか、ゴルフ場利用税廃止運動、国家公務員倫理規程の改正を掲げ、参加団体ごとに活動を実施しました。

(8) 地域活動

各地域において、定例会、総会を開催し、会員相互の情報交換、地域活動等を行い、ゴルフ場経営問題の解決に向けて活動しました。

(9) その他

7. 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び付属明細書(財産目録を含む)は、別記の通りです。

2020 年 6 月 10 日

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会
理 事 長 手 塚 寛